第６中「等に関する」を「、名簿対照オンラインシステム等に関する」に改める。
第６の１⑴、⑶及び⑷中「名簿システム」の次に「及び名簿対照オンラインシステム」を加える。
第６の１⑸中「名簿システム」を「システム」に改める。
第６の１⑹中「（以下「表示用電子計算機等」という。）」を削り、「の操作及び」を「及び名簿対照オンラインシステムの操作並びに」に改める。
第６の１⑻ア中「名簿システム」の次に「及び名簿対照オンラインシステム」を加える。
第６の２⑴、⑵及び⑶ア中「名簿システム」の次に「及び名簿対照オンラインシステム」を加える。
第６の２⑶イ中「システム」を「名簿システム及び名簿対照オンラインシステム」に改め、同③に次のように加える。

ウ　あらかじめ定められた作業手順に従って代替機能等が確実に機能することを、試験により確認すること。

第６の２に次のように加える。

⑷　不正アクセスの早期発見

不正アクセスを早期に発見するため、必要な措置を講ずること。

⑸　不正アクセスが判明した場合の対応

不正アクセスが判明した場合、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講ずること。

⑹　再発防止策の検討

名簿システム又は名簿対照オンラインシステムに障害等が生じた場合には、その応急措置を実施するだけでなく、根本原因の究明及び再発防止策について検討を行い、再発防止に努めること。

第６の３⑴ア中「名簿システム」の次に「及び名簿対照オンラインシステムの管理サーバ」を加える。
第６の３⑵ヒ中「電子計算機及び」の次に「名簿システムに係る」を加え、「厳重に固定し」を「固定する等の適切な措置を講じ」に改める。
第６の５中「名簿システム」の次に「若しくは名簿対照オンラインシステム」を加える。
第６に次のように加える。

６　ネットワークの設備

⑴　電気通信回線の使用

管理サーバ間、端末機間並びに管理サーバ及び端末機を結ぶ電気通信回線は、電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、必要な設備の整備等について適切な措置を講じたうえで用いること。

⑵　ネットワーク障害時の対応

通信が途絶しないようにするため、管理サーバ間、端末機間並びに管理サーバ及び端末機を結ぶ電気通信回線には、予備の回線を設けること。なお、予備の回線の設置が困難な場合については、通信が途絶した場合に代替することができる機能を整備する等必要な措置を講ずること。

⑶　必要な伝送速度の確保

管理サーバ間、端末機間並びに管理サーバ及び端末機を結ぶ電気通信回線について、データを円滑に送信し、又は伝送するために必要な伝送速度を確保すること。

第７中「名簿システムの安全な」を「名簿システム及び名簿対照オンラインシステムの安全な」に改める。
第７の１⑷中「名簿システム」の次に「及び名簿対照オンラインシステム」を加える。
第７の２中「名簿システム」の次に「又は名簿対照オンラインシステム」を加え、同２に次のように加える。

⑶　セキュリティ対策の定期的な見直し

名簿システム又は名簿対照オンラインシステムの変更を実施しない場合においても、定期的に変更を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行い、必要な措置を講ずること。

第７の３中「名簿システムの管理」を「名簿システム又は名簿対照オンラインシステムの管理」に改める。
第７の３⑴中「名簿システム」の次に「又は名簿対照オンラインシステム」を加え、「端末機」の次に「、電気通信関係装置」を加える。
第７の３中⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　ファイアウォールによる通信制御

電気通信回線に接続する電子計算機における不正行為又は電子計算機への不正アクセス行為に対して名簿対照オンラインシステムを保護するため、管理サーバ等、必要な部分には、ファイアウォールを設置し、通信制御を行うこと。

⑸　電気通信関係装置の管理

エラー及び不正行為により電気通信関係装置の不当な運用が行われないようにするため、電気通信関係装置の管理に際しては厳重な確認を行う等、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。また、通信に際しては、電気通信関係装置相互の認証を行うこと。

⑹　データの暗号化

管理サーバ間、端末機間並びに管理サーバ及び端末機それぞれの間の通信については、交換するデータの暗号化を実施すること。

第７の４⑵ア中「名簿システム」の次に「又は名簿対照オンラインシステム」を加える。
第７の４⑵中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　端末機の操作が一定時間行われなかった場合に、再度操作者の確認を行うよう端末機を設定すること。

第７の４⑷中「名簿システム」の次に「及び名簿対照オンラインシステム」を加える。
第７に次のように加える。

５　電子計算機の管理

⑴　秘密鍵の厳重な管理

管理サーバ間、端末機間並びに管理サーバ及び端末機間の通信相手相互の認証及び送受信するデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置等を講ずること。

⑵　他のソフトウェアの作動の制限

管理サーバでは、名簿対照オンラインシステムの管理及び運用保守に必要なソフトウェア以外のソフトウェアを作動させないよう措置を講ずること。

⑶　記録の消去

管理サーバを使用しなくなった場合には、当該機器に内蔵する記憶媒体からファイル及びドキュメントを消去すること。この場合において、当該ファイル及びドキュメントに記録されている事項の保存義務がある場合には別途記憶媒体に保存すること。

６　構成機器及び関連設備等の管理

⑴　管理方法の明確化

ア　名簿システム及び名簿対照オンラインシステムに機器を接続するための手続、方法等を定めるとともに、構成機器、関連設備等の管理方法を明確にすること。

イ　利用するハードウェア、ソフトウェア及び磁気ディスクの種類、数量等を文書等で体系的かつ一元的に記録管理し、現況と一致させること。また、この記録管理された内容を関係職員に周知し、管理しているハードウェア、ソフトウェア又は磁気ディスク以外のものを使用しないこと。

⑵　保守の実施

名簿システム及び名簿対照オンラインシステムの構成機器及び関連設備の保守を定期に又は随時に、実施すること。また、保守の実施に当たっては、エラー及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずること。